

# 令和元年度事業計画

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

平成30年度は、社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度創設50周年という大きな節目を迎え、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、約4,300人の参加者のもと、厳粛に記念式典を開催したほか、年間を通して様々な記念事業を執り行った。

本年度は、社労士にとって、新たなステージの幕開けであるとともに100周年に向け、これからの50年を展望し、あらためて社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）第1条に掲げる制度の目的である「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という原点の精神に立ち返りつつ、社労士制度の更なる発展及び社労士の地位向上を実現していくための第一歩を踏み出す大切な年度である。

さらに、昨年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により関連法律の改正が順次施行されるとともに、労働力不足による外国人材の受入れ拡大など、様々な社会基盤の整備が進められていくなか、企業等の事業活動と国民の生活そのものに深く関わる社労士が担う役割への期待は、一層高まってくるものと考えられる。

全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、引き続き社労士が人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、各種事業を展開していくこととする。

従前より展開している「5つの柱」事業に関しては、継続性を持って重点的に取り組んでいく。社労士の事業開発については、社労士制度推進戦略室を中心に情報収集を図り、的確な施策を講ずる。特に、働き方改革に関連する事項については、今年度より施行された改正労働基準法等の企業における対応状況等の把握に努める。また、来年度以降施行される内容に関しては、企業にとって業種・規模等を問わず対応が求められることから、時機を逸することなく必要な施策を検討し、研修事業等との連動を図って実施することとする。

国際化事業については、国際労働機関（以下「ILO」という。）、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）及び厚生労働省等関係機関と連携して発展的に展開していくこととし、特にインドネシア共和国への支援においては、平成29年12月に締結した連合会とBPJS雇用（年金・労災保険の実施機関）との間の技術協力等にかかる合意書に基づき、対応を強化する。また、社労士類似制度を運用する欧州諸国や社労士制度に関心を持つアジア諸国との関係構築及び相互の制度発展に向けた活動を推進することとする。

業務侵害行為の防止に関する事業については、社労士法第27条に違反する業務侵害行為等が労務管理の適正性を損ない、労働者等の権利に対する重大な侵害に繋がり得るものであり、社労士制度の根幹に関わる極めて重要な問題であるという認識のもと、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）との連携を強化し、業務侵害の恐れのある行為も含め、厳正かつ適切な対応への支援を行うこととする。

デジタル・ガバメント対応に関する事業については、政府が進める行政手続簡素化に向けた様々な施策について、その動向を注視するとともに、適時に専門家としての知見と実績を活かした積極的な提言を行う。

街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）の運営に関する事業については、日本年金機構との業務受託契約第3期目であり、これまで以上に国民から信頼が得られるよう、効率的かつ効果的な相談員等研修の実施及び指導監査等による適正な業務運営を推進する。

また、広報に関する事業については、「人を大切にする働き方改革の専門家＝社労士」を連合会及び都道府県会の統一テーマとした広報を展開する。

以上のほか、社労士制度の発展のため、適宜、都道府県会及び地域協議会と協力し、また、全国社会保険労務士政治連盟と連携し、的確な対応を行う。

## I. 社会保険労務士法改正に関する事業

社労士法改正については、これまでの経緯経過を踏まえ、都道府県会の会員（以下「会員」という。）の意見を集約しつつ、国民のニーズに応えるために必要な課題について検討し、社労士制度の更なる充実と発展を目指す。

## **II. 社労士制度推進に関する事業**

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び制度の更なる発展のため、以下の事業を行う。

### **1. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業**

社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）の利用促進を図るため、国民に向けた広報の充実及び都道府県会との情報共有の強化を図る。

また、解決センター未設置都道府県会の設置に向けた活動に対して情報提供等の支援を行う。

### **2. 事業開発に関する事業**

- (1) 各企業の適正な労働環境の確保・向上に資することを目的に、社労士が企業における労務管理の状況を確認し、労務管理の透明性を確保するとともに、労働環境改善への助言・指導を行う「労務監査」の導入に向けた検討を行う。
- (2) 働き方改革に関連する事項については、人材の確保・定着に関する事項も併せて、企業にとって業種・業態・規模を問わず対応が必要となることから、社労士が業務として適正かつ円滑に支援していくための施策が適時に実施されるよう検討を行う。なお、改正出入国管理法施行に伴う外国人材受入れに関しては、情報収集したうえで、国際化活動と連携を図りつつ、検討を行う。
- (3) 従前より事業展開を進めている医療・介護・建設・保育業の各分野におけるビジネス業域拡大のための施策について引き続き検討し、実施するとともに、農業をはじめとした他の分野についても、政策動向や中小企業・小規模事業者の実態を注視し、検討を行う。
- (4) サイバー法人台帳ROBINSを活用した経営労務診断サービスへの取組みに必要な情報提供及び広報を行う。

### **3. 中小企業支援に関する事業**

中小企業の事業活動を支援するため都道府県会が日本政策金融公庫と連携して実施するセミナーの円滑実施を図るため、当該セミナーに使用するテキストを作成し、都道府県会に配布する。

#### 4. 業務侵害行為の防止に関する事業

都道府県会相互間の連携強化を図るために構築した情報共有ネットワークを適正に運用し、社労士法に違反する業務侵害行為及びその恐れのある行為についての注意喚起並びに不正行為が明らかになった場合における厳正かつ適切な対応への支援を行う。

#### 5. デジタル・ガバメント対応に関する事業

- (1) 「デジタル・ガバメント推進方針」による行政手続の改革に対して、法人共通認証基盤（ID／パスワード方式）との連携による手続のオンライン・ワンストップ化、マイナポータルへの集約、政府認定クラウドによる手続自動化構想等を注視し、関係省庁からの情報収集及び適時に専門家としての知見を活かした提言等を行う。
- (2) デジタル・ガバメント時代に社労士の職域を確保するため、厚生労働省及び総務省等との定期協議において電子申請の最大利用者である社労士の実績・知見を活かして積極的な提言を行う。
- (3) 社労士の労働社会保険手続業務の完全電子化を達成するために、電子認証の普及率に具体的な数値目標を掲げるとともに、労働保険年度更新・社会保険算定基礎届の時期及び年度末にヘルプデスクを設置し、社労士が円滑に電子申請に取り組めるよう支援を行う。

#### 6. 国際化活動に関する事業

- (1) ILO及びJICA等、関係機関との連携について、国内外を問わず、社労士制度の広報に有益と考えられる国際会議等に参加するとともに、専門家派遣に協力し、社労士制度に関する情報を発信するなど、厚生労働省とともに社労士制度の国際化に関する各種事業について積極的に取り組む。併せて外国人人材受入れについても、情報収集したうえで、必要な検討を行う。
- (2) インドネシア共和国における社会保障制度適用促進について、同国政府幹部及び在本邦インドネシア共和国大使館をはじめ、厚生労働省等、関係各機関とも緊密に連携し、引き続き支援する。加えて、同国における社労士制度であるプリサイの事業拡大に向け、平成29年12月の連合会とBPJS雇用との間での技術協力等にかかる合意書の締結を踏まえ、強力に支援する。
- (3) 韓国公認労務士会との連携を強化し、定期的な意見交換を行うとともに、駐日本国大韓民国大使館及び関係各機関とも緊密に連携を図る。
- (4) 新たに確認された社労士類似制度を運用する、スペイン王国、イタリア共和国及びルーマニア等との関係構築に向けた活動を進める。
- (5) これまで関係を深めてきた中華人民共和国等との一層の連携に加え、ベトナム社会主義共和国等、新たに社労士制度に関心を持つ国々との間における関係構築についても積極的に取り組みを進める。

- (6) 国際機関並びに海外の行政機関及び外郭団体より、日本の社会保障制度や社労士制度に関する調査・研究を目的とした職員派遣の受け入れやヒアリング要請等があった際には積極的に協力する。

## **7. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業**

- (1) 研究プロジェクト「社会保険労務士とCSR」の研究報告に基づき、社労士への労働CSRに関する啓発及び労働CSR導入の重要性の浸透のため、ガイダンス資料及び研修内容について検討を行う。また、昨年4月に「国連グローバル・コンパクト」に署名したことを受け、昨今のCSRの流れ及びSDGsの取組みについて情報収集及び社労士への情報提供を行う。
- (2) 社労士の学術的知見を共有し、研究成果の対外的発信をするため、引き続き「社労士社会政策研究会」を開催する。
- (3) 大学等の研究機関から、労働社会保険の専門家の立場から社労士へ意見聴取等の協力依頼がある場合は、都道府県会と連携し、積極的に対応する。

## **8. IT・情報セキュリティ対応に関する事業**

- (1) 社労士事務所、都道府県会及び連合会における情報セキュリティに関するインシデントの未然防止等、情報セキュリティ対策強化を図るため、厚生労働省、個人情報保護委員会及び独立行政法人情報処理推進機構と連携して情報の収集及び周知を行う。
- (2) 社労士が個人情報保護に十分対応していることを国民に発信するため、SRPⅡの認証取得を促進する。

## **9. 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業**

労働・雇用・年金・医療・介護等、国民の生活に密着し、社労士が関与すべきテーマに関する動向について常に情報収集・分析を行い、タイムリーに広く意見表明や見解発表等を行う。また、規制改革推進会議等における社労士業務に関わる議論について注視し、状況に応じ必要な施策を迅速に講ずる。

## **10. 関係団体との交流に関する事業**

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。

### **Ⅲ. 社会貢献に関する事業**

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

#### **1. 街角の年金相談センター運営に関する事業**

本年度は、街角センターにとって、日本年金機構との業務受託契約3期目であり、これまで以上に国民から信頼が得られるよう、相談員の対面相談力や質の一層の向上を図るため、街角センターの理念である「身近に顔と顔が見える安心、そして、信頼」を今一度認識し、効率的かつ効果的な相談員等研修を実施するとともに、指導監査等による適正な業務運営を推進する。

また、公的年金の制度改革等に迅速かつ適切に対応するため、積極的に関係機関との情報連携を図る。

#### **2. 学校教育に関する事業**

学生の社会保障及び労働に関する知識の涵養に貢献する社労士による学校教育を推進するため、実施都道府県会にテキストを提供する。また、厚生労働省及び文部科学省における社会保障教育に関する取組みの情報収集を行うとともに、都道府県会間の情報共有を強化する。

#### **3. 成年後見制度への対応に関する事業**

高齢社会における喫緊の課題となっている成年後見制度の利用促進に関する政府の取組みに貢献するため、都道府県会間の情報共有を強化するとともに、都道府県会が実施する社労士による成年後見活動に必要な研修用教材及びチラシ等の提供を行う。

#### **4. 国・地方自治体等における労働条件審査への取組みに関する事業**

公共事業入札企業の労働者の健全な労働条件確保のため国・地方自治体等が行う労働条件審査に、社労士が行政協力している実態を調査するとともに、当該調査に基づく好事例等の情報共有を図り、制度の改善及び普及促進を行う。

#### **5. 災害対応に関する事業**

突発的に発生する自然災害について、被災状況を勘案のうえ適切に対応するとともに、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による被災地域の復興支援事業について引き続き協力する。

また、災害発生時に連合会及び都道府県会が取るべき対応に関する基本的な事項等を記載した手引き（雛形）の作成について検討を行う。

## 6. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

日本司法支援センター（法テラス）に寄せられる社労士の専門分野に関する相談について、解決センター及び都道府県会の総合労働相談所を紹介できるよう連携を図る。

## **IV. 資質向上に関する事業**

国民の信頼に応えるため、社労士としての品位を保持するための施策を講ずるとともに、専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

### **1. 社労士の品位保持に関する事業**

会員の倫理意識の高揚及び倫理研修の受講徹底を図るため、時宜に適った事例を加えた倫理研修教材を都道府県会に提供する。

また、綱紀委員会の運営を行うとともに、苦情処理相談窓口設置規程に基づき都道府県会が行う苦情処理の内容を取りまとめ、当該結果を分析し、都道府県会と情報共有する。

### **2. 体系的研修の実施に関する事業**

政府が推進している「働き方改革」に基づく法改正の概要や実務に関する研修、「人を大切にする企業」づくりの有用性を経営者に伝えるための研修及び顧客対応やコミュニケーション能力等の向上を目的とした研修、その他必要な研修を実施する。

### **3. 地域協議会及び都道府県会が実施する研修に関する事業**

- (1) 倫理研修については、研修内容にかかる検討結果を踏まえ、伝達研修の実施、倫理研修実施計画の策定、研修用教材の提供を行う。また、新人研修、分野別研修についても教材をはじめ、必要な情報等を積極的に提供するとともに、地域協議会を軸として都道府県会において実施する研修についても協力する。
- (2) 社労士が補佐人業務を行うため、弁護士である訴訟代理人との連携のあり方及び業務を行ううえで留意すべき事項等を内容とする補佐人研修について、都道府県会が研修を実施する際の教材の提供等の支援を行う。

## **V. 広報に関する事業**

労務管理を通じ「人を大切にする企業」づくり・「人を大切にする社会」の実現を図る社労士こそが働き方改革推進の担い手であることを発信するため、「人を大切にする働き方改革の専門家＝社労士」を連合会及び都道府県会の統一テーマとした広報を展開する。

### **1. 対外的な広報に関する事業**

時間外及び休日の労働に関する協定届、労働保険年度更新及び社会保険算定基礎届が社労士の独占業務であることにかかるPR並びに社労士制度推進月間及び「社労士の日」（12月2日）に実施する広報を都道府県会と連携して行う。

### **2. 会員に向けた広報に関する事業**

会員に対し、連合会及び都道府県会の取組み等の情報を迅速に提供するため、『月刊社労士』の発行、ホームページ及びメールマガジンの運営を行う。

### **3. 関係機関・報道機関等との連携による広報に関する事業**

関係省庁、日本年金機構、全国健康保険協会及び労使関係団体等と相互に連携し、各機関が実施する諸施策に協力し、社労士のPRを図る。また、全国紙、地方紙及び業界誌等の報道機関が企画する記事・取材に対して、社労士の専門性を発信できる案件について協力を行う。

## **VI. 行政機関等との連携に関する事業**

労働社会保険に関する諸問題について、国民の期待に応えるため、行政機関等と連携・協力し、以下の事業を行う。

### **1. 厚生労働省との連携に関する事業**

- (1) 厚生労働省が進めている長時間労働の是正、同一労働同一賃金の導入、仕事と子育て・介護・疾病等と両立可能な環境整備、時間や場所にとらわれない働き方などの働き方改革に関する施策について、必要な協力を行う。
- (2) 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、厚生労働省に設置された社会保障審議会年金記録訂正分科会及び年金事業管理部会の運営に協力する。
- (3) 厚生労働省の各種事業のうち、社労士の専門性を活かすことのできる事業について、都道府県会と連携し、積極的に実施する。

### **2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業**

- (1) 被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を日本年金機構の業務運営に反映させるため、同機構に設置された運営評議会に引き続き委員として参画し、審議に協力する。
- (2) 事業主及び被保険者の意見を反映させ、全国健康保険協会の業務の適正な運営を図るため、同協会に設置された運営委員会に引き続き委員として参画し、審議に協力する。
- (3) 社労士業務の円滑な実施に資するため、日本年金機構本部と定例協議を行う。また、年金事務所において年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角センターの円滑な運営に資するため、同機構との定例協議等において具体的な実施方法等について協議を行う。
- (4) 健康経営の取組みの推進等、健康保険に関する社労士業務の円滑化を図るため、全国健康保険協会本部と定期的に協議を行う。

### **3. 内閣府との連携に関する事業**

- (1) 内閣府が多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的に実施している企業主導型保育事業について、引き続き利用促進等の周知を行うとともに、同事業の改善に向けて協力する。
- (2) ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）で示され、内閣府において進めている「保育士等の処遇改善加算制度」について、同制度の周知及び同制度の改善に向けた協力等を行う。

#### 4. 総務省との連携に関する事業

総務大臣が委嘱する行政相談委員について、引き続き多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

#### 5. 経済産業省及び中小企業庁との連携に関する事業

- (1) 経済産業省に設置されている中小企業政策審議会に委員として参画し、審議に協力する。
- (2) 社労士による中小企業支援を推進するため、経済産業省及び中小企業庁と連携を図り、都道府県会の協力を得て必要な施策に協力する。

#### 6. 国土交通省との連携に関する事業

- (1) 国土交通省が実施する建設業の人材確保・定着に向けた取組みについて、都道府県会と連携し、引き続き協力する。
- (2) 国土交通省が進めている建設業の社会保険加入の徹底及び技術者の更なる賃金上昇等を図るため、建設業働き方改革加速化プログラムにおける「給与・社会保険」の分野に関する取組みについて、同省が事務局を担っている建設業社会保険・処遇改善推進連絡協議会及び同協議会ワーキンググループに、引き続き委員として参画するとともに、同省及び各地方整備局と連携し、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

#### 7. 農林水産省との連携に関する事業

農林水産省が実施する農作業安全にかかる取組みにおいて、同省に設置された農作業安全確認運動推進会議に委員として参画し、農業法人等への労災加入促進等、社労士業務に関連する分野について協力する。

#### 8. その他

紛争調整委員、労働委員会委員、民事調停委員及び司法委員等について、引き続き多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

## **VII. 各種事業**

上記 I ～ VI の各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

### **1. 登録等に関する事業**

社労士の登録事務、紛争解決手続代理業務の付記登録事務及び社会保険労務士法人（以下「社労士法人」という。）の届出事務等について、都道府県会の協力を得て適正に実施する。

### **2. 社労士試験事務等の実施に関する事業**

- (1) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、都道府県会の協力を得て適正に実施するとともに、受験者・受講者数の変化に合わせて、安定した運営が図られるよう、必要に応じて検討を行う。
- (2) 受験者の利便性向上及び試験事務の効率化を図るための措置について、厚生労働省等と協議のうえ、検討を行う。
- (3) 引き続き特別研修修了者等を対象に、紛争解決手続代理業務試験に向けて、引き続き教材の提供等を行う。

### **3. 試験科目免除等の講習に関する事業**

社労士試験に関する試験科目免除のための社労士試験試験科目免除指定講習を適正に実施する。また、社労士試験合格者が社労士となるために必要な 2 年間の実務経験に代わる労働社会保険諸法令関係事務指定講習を適正に実施する。

### **4. 全国国民年金基金への協力に関する事業**

全国社会保険労務士国民年金基金については、平成31年 4 月 1 日より全国国民年金基金となったことから、加入員及び会員等に向けた周知を図るとともに、必要に応じて全国国民年金基金への加入促進・制度広報等に都道府県会とともに協力する。

### **5. SR経営労務センターへの協力等に関する事業**

SR経営労務センターの全都道府県設置を目指し、未設置県会への設立支援を行うとともに、全国SR世話人会と連携を図り、SR経営労務センターの事業推進に協力する。

## 6. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

社会保険労務士賠償責任保険については、引き続き都道府県会の協力を得て、開業社労士及び社労士法人の全員加入に向けた取組みを推進するとともに、引受保険会社並びに有限会社エス・アール・サービスとの協力のもと、保険事故の未然防止に資する方策を講ずる。

また、業務災害や職場におけるハラスメント等、社労士の業務分野と密接に関わる法律上の使用者賠償責任を補償するため導入した使用者賠償責任保険については、社労士及びその関与先事業所を対象とする制度の加入促進に向けた取組みを行う。

## 7. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業

都道府県会の事務局体制の充実強化のため、引き続き小規模県会に対する支援を行う。また、地域協議会が開催する事務局長会議等において、事務局運営に関し必要な情報の共有を図る。

## 8. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務六法、社労士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社労士手帳を頒布する。

## 9. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会において、必要に応じ、既存商品の見直しや商品の追加等の検討を行うなど、福利厚生制度の充実強化を図るため、都道府県会の協力を得て事業を行う。

## 10. その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。